

産業建設常任委員会

1. 会議に付した事件

- ・第2回臨時会付託案件の審査

1. 開会及び閉会の日時

5月19日 午後 2時44分 開会

5月19日 午後 2時52分 閉会

1. 出席委員（6名）

委員長 桜野孝也

副委員長 山森文夫

委員 林忠男

委員 山本善郎

委員 川辺一彦

委員 山本篤史

1. 欠席委員（なし）

1. 説明のため出席した者の職・氏名

市長 夏野修

副市長 齊藤一夫

商工農林
部長 島田繁則

商工農林部次長
商工観光課長 大浦信雄

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長
議事調査課長 村井一仁

主幹
議事係長 石黒哲康

主幹
調査係長 林哲広

1. 会議の経過

午後 2時44分 開会

(第2回臨時会付託案件の審査)

○**桜野委員長** ただいまから産業建設常任委員会を開会いたします。

本日、当委員会に付託されましたのは、案件1件であります。

これより、議案第32号 令和2年度砺波市一般会計補正予算(第2号)所管部分を審査いたします。

初めに、補正予算の内容について当局からの説明を受けます。

大浦商工観光課長。

○**大浦商工観光課長** 商工観光課からは、補正予算の議案1件について御説明申し上げます。

中小企業等緊急支援事業費の1つ目の砺波市新型コロナウイルス感染症拡大による中小企業等家賃支援補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大による国の支援を補う市独自の支援事業として、事業者負担部分の2分の1の最大20万円を別枠で補助することにしており、200事業者を想定した事業費の補正をお願いするものであります。

次に、2つ目の砺波市新型コロナウイルス感染症拡大に伴う中小企業等水道料金支援補助金につきましては、事業所の経済活動を支援するため、国の雇用調整助成金などのほか、県や市の新型コロナウイルス関連の助成金などの支給を受けた中小企業及び個人事業主に対して、市独自の支援事業として、市内の2,500事業所を想定した水道基本料金6か月相当額を補助するため、事業費の補正をお願いするものであります。

次に、3つ目の砺波市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金休業要請の延長につきましては、県において新たな協力金の給付を行うことなく休業要請の延長が行われたことから、対象施設に対し市独自の支援事業として130事業者を想定した10万円の協力金を支給するため、事業費の補正をお願いするものであります。

次に、4つ目の砺波市新型コロナウイルス感染症拡大によるテレワーク導入支援事業費につきましては、市内の中小企業者にテレワークの導入を促進するための機器導入など経費に対して支援するものであります。なお、事業費の2分の1の50万円を限度に支援を行うため、事業費の補正をお願いするものであります。

商工観光課からの説明は以上であります。よろしくお願いたします。

○**桜野委員長** 以上で説明は終わりましたので、付託案件に対する質疑に入ります。

発言される方は挙手の上、委員長の許可を得てお願いたします。

それでは、発言される方はどうぞ。

山本篤史委員。

○山本篤史委員 それでは、中小企業等水道料金支援事業についてお伺いしたいと思います。

まず、これについて、いつまでにという申請期間の締切日はあるのかどうか、お願いします。

○桜野委員長 大浦商工観光課長。

○大浦商工観光課長 申請期間につきましては、この助成金等につきましても今年度末までになっていることもありますので、今のところ検討していますのは、今年度末、3月31日までに申請ということで周知をしているところでございます。

○桜野委員長 山本篤史委員。

○山本篤史委員 それでは、申請してから補助金が事業者に行き渡るまでの期間というのは、大体どのくらいを想定しておられますか。

○桜野委員長 大浦商工観光課長。

○大浦商工観光課長 申請窓口を設置することになっておりますが、申請から約2週間程度で交付できるように調整しているところでございます。

○桜野委員長 山本篤史委員。

○山本篤史委員 非常にスピーディーで皆さんに喜んでいただけるんじゃないかなと思います。

最後にもう1点ですが、申請するとき書類が必要ということですが、もし市の制度を受けている場合は提出不要ということですが、そのときはその事業者はただ何もなく、上下水道課に赴くだけでいいということでしょうか。

○桜野委員長 大浦商工観光課長。

○大浦商工観光課長 申請書1枚は提出していただきたいというふうに思っています。

○桜野委員長 ほかにございませんか。

川辺委員。

○川辺委員 それでは、私は家賃支援のほうについてお願いします。

まず、最大で20万円という、この20万円の根拠についてお知らせいただけますか。

○桜野委員長 大浦商工観光課長。

○大浦商工観光課長 商工団体と飲食業者、不動産会社のほうへお聞きしたところ、飲食

店のテナント料の最大が約20万円ということで聞いておりますので、そういったことから国の助成金等を勘案して、今回は20万円を上限ということで設定したところでございます。

○桜野委員長 川辺委員。

○川辺委員 ということは、今日も頂きました一覧表の中に出てくるんですけども、これも6か月という表記があります。表記といたしまして、6か月の合計で最大20万円、上限が20万円というふうに、ほかのものとの対比の中で決められたということであれば20万円になるんですが、6か月、この意味合いをもう少し具体的に教えていただけますか。

○桜野委員長 大浦商工観光課長。

○大浦商工観光課長 先ほどの資料の上記の部分も、国の制度も実は6か月ということになっておりますので、もちろんこの制度の残りの部分ということですので、6か月にしたということで、国に合わせたということでございます。

○桜野委員長 川辺委員。

○川辺委員 どういう形であろうが、大変な目に遭っていらっしゃるのが中小企業でありますので、それに対する支援としては大変いいことだと思っております。

よく分かりました。ありがとうございました。

○桜野委員長 ほかに質疑、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○桜野委員長 ないようでありますので、付託案件に対する質疑を終結いたします。

これより、付託案件を採決いたします。

お諮りいたします。議案第32号 令和2年度砺波市一般会計補正予算（第2号）所管部分、以上、案件1件について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○桜野委員長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

以上で産業建設常任委員会の審査を終了いたします。

○桜野委員長 お諮りいたします。本委員会の審査経過と結果報告の作成については、委

員長に一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**桜野委員長** 御異議がないようですから、そのように決定させていただきます。

以上で産業建設常任委員会を閉会いたします。

市長をはじめ当局の皆さん、御苦労さまでした。

午後 2時52分 閉会

砺波市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

砺波市議会産業建設常任委員会

委員長 桜野孝也